

令和4年度引上げ分の地方消費税収(社会保障財源化分)が  
 充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度石垣市一般会計当初予算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源分)に係る用途については、下記のとおりとなります。

記

1. 歳入 地方消費税交付金(社会保障財源分) 547,232千円  
 2. 歳出 上記1が充てられる社会保障施策に要する経費 6,181,769千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国庫支出金	県支出金	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障 財源化分の 市町村交付 金)	その他	
社会福祉	社会福祉費	介護・訓練等給付費	1,571,168	782,738	391,369	0	149,927	247,134
	児童福祉費	団体負担金及び補助金	63,687	56,929	0	0	2,552	4,206
		児童運営費	2,792,809	1,455,169	611,960	106,117	233,942	385,621
	生活保護費	生活保護事業	1,754,105	1,315,578	5,638	7,002	160,811	265,076
	合計			6,181,769	3,610,414	1,008,967	113,119	547,232

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各経費における一般財源の比率で按分し充当しています。